

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案要綱

第一 機構の目的

この法律の目的に、廃炉等積立金の管理等その他の業務を行うことにより、廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図ることを追加すること。
(第一条関係)

第二 業務

一 業務の範囲等

1 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）の業務に、廃炉等積立金の管理等の業務及びこれに附帯する業務を追加すること。
(第三十五条関係)

2 業務方法書には、廃炉等積立金に関する事項を記載しなければならないものとする。
(第三十六条第二項関係)

3 機構は、毎事業年度、廃炉等積立金管理業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならないこととともに、毎事業年度終了後、廃炉等積立金管理業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならないものとする。

(第三十六条の三関係)

二 資金援助の申込みを行う場合に提出する書類の追加

廃炉等を実施する原子力事業者が第四十一条第一項の規定による資金援助の申込みを行う場合には、廃炉等の実施に関する方針を記載した書類を提出しなければならないものとする。

(第四十一条第三項関係)

三 廃炉等積立金

1 廃炉等積立金の積立て及び管理

(一) 廃炉等を実施する認定事業者（以下「廃炉等実施認定事業者」という。）は、廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、機構の事業年度ごとに、当該事業年度の終了後三月以内に、機構が通知する額の金銭を廃炉等積立金として積み立てなければならないものとする。

(第五十五条の三第一項及び第二項関係)

(二) 廃炉等積立金は、機構が管理するものとする。

(第五十五条の三第三項関係)

2 廃炉等積立金の額

(一) 廃炉等積立金の額は、運営委員会の議決を経て、主務省令で定める基準に従って定めなければならないこととし、機構は、廃炉等積立金の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならないものとし、主務大臣は、当該認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならないものとする。

(第五十五条の四第一項から第四項まで関係)

(二) 機構は、(一)の認可を受けたときは、遅滞なく当該認可に係る廃炉等積立金の額を廃炉等実施認定事業者に通知しなければならないものとする。

(第五十五条の四第五項関係)

(三) 主務大臣は、廃炉等実施認定事業者の廃炉等の実施の状況等に照らし必要があると認めるときは、機構に対し、廃炉等積立金の額の変更をすべきことを命ずることができるものとする。

(第五十五条の四第六項関係)

3 廃炉等実施認定事業者の届出

廃炉等実施認定事業者は、毎年度、廃炉等の実施の状況、廃炉等の実施に関する計画等を機構を経由して主務大臣に届け出なければならないものとする。

(第五十五条の五関係)

4 廃炉等積立金の運用等

機構は、国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有等のほか、廃炉等積立金を運用してはならないなど、廃炉等積立金の運用等について所要の規定を設けること。

(第五十五条の六から第五十五条の八まで関係)

5 取戻し

廃炉等実施認定事業者は、廃炉等の実施に要する費用に充てる等の場合には、機構と共同して作成し、主務大臣の承認を受けた廃炉等積立金の取戻しに関する計画に従って廃炉等積立金を取り戻すことができないものとする。

(第五十五条の九関係)

6 立入検査

主務大臣は、廃炉等積立金の管理等のため必要があるときは、その職員に、廃炉等実施認定事業者の営業所等に立ち入り、帳簿等を検査させることができるものとし、必要があると認めるときは機構に立入検査を行わせることができるものとともに、立入検査について所要の規定を設けること。

(第五十五条の十関係)

第三 区分経理

機構は、廃炉等積立金に係る経理を一般の経理と区分し、廃炉等積立金に係る勘定を設けて整理しなければならないものとする事。 (第五十八条の二関係)

第四 罰則

立入検査の拒否等について罰則を定めるなど、罰則について所要の規定を設ける事。

(第七十四条、第七十五条及び第七十八条関係)

第五 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内で政令で定める日から施行すること。ただし、二の1及び3は、公布の日から施行すること。 (附則第一条関係)

二 経過措置

1 機構は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)までに、必要な定款の変更をし、主務大臣の認可を受けるものとし、当該認可があつたときは、当該定款の変更は、施行日にその効力を生ず

るものとする」と。

(附則第二条関係)

2 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

(附則第三条関係)

3 1及び2のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めること。

(附則第四条関係)

三 検討

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（以下「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と。

(附則第五条関係)